

開示項目一覧

連結情報 『銀行法施行規則』 第34条の26第1項	
	ふくおかフィナンシャルグループ
〔銀行持株会社の概況および組織に関する事項〕	
1. 資本金および発行済株式の総数	54
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	54
各株主の持株数	54
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	54
〔銀行持株会社およびその子会社等の主要な業務に関する事項〕	
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	4,39
2. 直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
(1) 経常収益	40
(2) 経常利益または経常損失	40
(3) 中間純利益若しくは中間純損失または当期純利益若しくは当期純損失	40
(4) 純資産額	40
(5) 総資産額	40
(6) 連結自己資本比率	40
〔銀行持株会社およびその子会社等の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項〕	
1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書	41～47
2. 貸出金のうちに掲げるものの額およびその合計額	
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	53
(2) 延滞債権に該当する貸出金	53
(3) 3か月以上延滞債権に該当する貸出金	53
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	53
3. 自己資本の充実の状況	59～67
4. 銀行持株会社およびその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益または経常損失の額および資産の額（以下この号において「経常収益等」という）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が小さい場合を除く）	53
5. 銀行持株会社が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	41

単体情報 『銀行法施行規則』 第19条の2第1項			
	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
〔銀行の概況および組織に関する事項〕			
1. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項			
氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	82	137	185
各株主の持株数	82	137	185
発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	82	137	185
〔銀行の主要な業務に関する事項〕			
1. 直近の中間事業年度における事業の概況	5,72	6	7
2. 直近の3中間事業年度および2事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（㉔～㉞までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る）			
①経常収益	83	138	186
②経常利益または経常損失	83	138	186
③中間純利益若しくは中間純損失または当期純利益若しくは当期純損失	83	138	186
④資本金および発行済株式の総数	83	138	186
⑤純資産額	83	138	186
⑥総資産額	83	138	186
⑦預金残高	83	138	186
⑧貸出金残高	83	138	186
⑨有価証券残高	83	138	186
⑩単体自己資本比率	83	138	186
⑪従業員数	83	138	186
⑫信託報酬	83		
⑬信託勘定貸出金残高	83		
⑭信託勘定有価証券残高	83		
⑮信託財産額	83		
3. 直近の2中間事業年度における業務の状況を示す指標			
(1) 主要な業務の状況を示す指標			
業務粗利益および業務粗利益率	90	145	192
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支およびその他業務収支	90	145	192
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや	91～92	146	193～194
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息および支払利息の増減	92	147	194
総資産経常利益率および資本経常利益率	92	147	194
総資産中間純利益率および資本中間純利益率	92	147	194
(2) 預金に関する指標			
国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	93	148	195
固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	93	148	195
(3) 貸出金等に関する指標			
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	94	149	196
固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	94	149	196
担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証および信用の区分）の貸出金残高および支払承諾見返額	94	149	196
使用別（設備資金および運転資金の区分）の貸出金残高	94	149	196

開示項目一覧

	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	95	150	197
中小企業等に対する貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	95	150	197
特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	95	150	197
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の中間期末値および期中平均値	95	150	197
(4) 有価証券に関する指標			
商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債およびその他の商品有価証券の区分）の平均残高		151	198
有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分）の残存期間別の残高	96	151	198
国内業務部門および国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券および外国株式その他の証券の区分）の平均残高	96	151	198
国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の中間期末値および期中平均値	96	151	198
信託業務に関する指標（信託業務を営む場合に限る）			
1.金融機関の信託業務の兼営等に関する信託財産残高表	97		
2.金銭信託、年金信託、財産形成給付信託および貸付信託（以下「金銭信託等」という）受託残高	97		
3.信託期間別の金銭信託および貸付信託の元本残高	97		
4.金銭信託等の種類別の貸出金および有価証券の区分ごとの運用残高	97		
5.金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債および株式その他の証券の区分をいう）の残高	97		
〔銀行の直近の2中間事業年度における財産の状況に関する事項〕			
1.中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書	84～89	139～144	187～191
2.貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額			
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	98	152	199
(2) 延滞債権に該当する貸出金	98	152	199
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	98	152	199
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	98	152	199
3.自己資本の充実の状況	102,113～123	156,164～171	203,212～219
4.次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益			
有価証券	99	153	200
金銭の信託	99	153	200
デリバティブ取引	99～100	154	200～201
5.貸倒引当金の中間期末残高および期中の増減額	98	152	199
6.貸出金償却の額	98	152	199
7.銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	84	139	187

連結情報 『銀行法施行規則』第19条の3

	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
〔銀行およびその子会社等の主要な業務に関する事項〕			
1.直近の中間事業年度における事業の概況	72	127	175
2.直近の3中間連結会計年度および2連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項			
(1) 経常収益	73	128	176
(2) 経常利益または経常損失	73	128	176
(3) 中間純利益若しくは中間純損失または当期純利益若しくは当期純損失	73	128	176
(4) 純資産額	73	128	176
(5) 総資産額	73	128	176
(6) 連結自己資本比率	73	128	176
〔銀行およびその子会社等の2中間連結会計年度における財産の状況に関する事項〕			
1.中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書	74～80	129～135	177～183
2.貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額			
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	81	136	184
(2) 延滞債権に該当する貸出金	81	136	184
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	81	136	184
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	81	136	184
3.自己資本の充実の状況	102～112	156～163	203～211
4.銀行およびその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益または経常損失の額および資産の額（以下この号において「経常収益等」という）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く）	81	136	184
5.銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士または監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	74	129	177

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

	福岡銀行	熊本ファミリー銀行	親和銀行
1.破産更生債権およびこれらに準ずる債権	98,101	152,155	199,202
2.危険債権	98,101	152,155	199,202
3.要管理債権	98,101	152,155	199,202
4.正常債権	98,101	152,155	199,202